

2016 JMRC中部ラリーシリーズ戦規定

第1条 目的

JAF中部地域クラブ協議会のラリーシリーズとして参加者及びオーガナイザークラブ間の親睦および初級者・若年者の育成を図りJMRC中部の発展を目的とする。

第2条 シリーズ戦

- 1) 下記のシリーズを設ける。
 - (1) JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ
 - (2) JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ
- 2) 上記の2つのシリーズは同一競技会において併催することができる。但し併催の場合、参加者は2つのシリーズに重複して参加することはできない。

第3条 部門

下記の部門を設ける。

- 1) 各クラス・ドライバー部門
- 2) 各クラス・コ・ドライバー部門

第4条 参加車両

2016年JAF国内競技車両規則ラリー車両規定(RN・RJ・RR・RF・RPN・AE)に従った車両、JAF中部近畿ラリー選手権各クラスと同じとする。シリーズ車両区分の車両規則の他、下記の条件を満たすこと。

1. 純正又は車検対応マフラーを装着していること。但しRPN・AE車両は、2016年JAF国内車両規則に準じること。
2. 各車両規定に定められている仕様の消火器を装備すること。
3. 非常用停止表示板(三角)2枚、赤色灯、非常用信号灯、牽引用ロープ、OK/SOSマーク(A3)2枚、救急用品を携行していること。
4. メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト(3点式等)に加え、4点式以上の安全ベルトを装備すること。
5. 2016年JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズおよびチャレンジシリーズに参加する場合は、公平性に留意し、競技参加者の安全を損なわない範囲で、参戦費用負担軽減を目的として、通称Sタイヤの使用を禁止する。

(本規制は、併設される場合がある、オープンクラス等シリーズ戦外クラスについては、適用されない。)

Sタイヤの銘柄例

タイヤメーカー	ブランド名	使用禁止タイヤ銘柄
ダンロップ	DIREZZA	93J/98J/01J/02G/03G
ブリヂストン	POTENZA	520S/540S/55S/11S
東洋ゴム	PROXES	FM9R/08R/881/888/RR
横浜ゴム	ADVAN	021/032/038/039/048/050
その他	クムホ・ECSTA・V710/ハンコック・Ventus・Z214	
メーカー問わず		海外メーカー製造、通称Sタイヤ等

この表は、あくまでも現状で一般的にSタイヤと認識されている銘柄を列挙したものであり、原則Sタイヤ(セミレーシング)は禁止と考える事。上記以外のタイヤでもSタイヤに準ずると判断された場合、シーズン途中からでも使用を禁止する場合がある。不明な場合は購入、装着の前に主催者に問い合わせる事。

6. 1本または複数のスペアタイヤを搭載しなければならない(但し、当初の車両にスペアタイヤが搭載されていない場合はこの限りではない)。
7. エアクリーナーケースを変更することは出来ない。但し、フィルターエレメントの材質は自由とする。
8. メーカーラインオフ時に走行用前照灯が2灯式である車両については、道路運送車両法を遵守することを条件に、走行用前照灯2灯の追加が認められる。

第5条 クラス区分

1. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ

① DE-3クラス

- ・気筒容積1.500cc以下のRN、RJ、RPN、RF車両。

AE車両（気筒容積別区分なし）

なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。

- ・過給器付き車両へのエアリストリクター装着は任意とする。ただし、装着する場合、そのサイズは、最大内径33mm（外径39mm未満）とする。

② DE-4.5クラス

- ・4輪駆動で気筒容積1.500ccを超え2500cc以下のRN、RJ、RPNまたはRF車両。2輪駆動で気筒容積1.500ccを超える車両RN、RJ、RPNまたはRF車両。RR車両。

なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。

- ・過給器付き車両へのエアリストリクター装着は任意とする。ただし、装着する場合、そのサイズは、最大内径33mm（外径39mm未満）とする。

③ DE-6クラス

- ・4輪駆動で気筒容積2.500ccを超えるRN、RJまたはRF車両

- ・過給器付き車両へのエアリストリクター装着は任意とする。ただし、装着する場合、そのサイズは、最大内径33mm（外径39mm未満）とする。さらに、エアリストリクターを装着しない場合は、エンジンコントロールユニット(ECU)の変更・改造を認めない。

2. JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ

気筒容積、駆動方式および異なる車両区分（RN、RJ、RB、RF、AE、RPN）によるクラス区分は行わない。なお、主催者の判断により、独自の**賞典**を設けることは制限しない。

第6条 クルーの装備品

- 1) 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアルおよび第2種アベレージラリー開催規定第4条3.に該当する区間を行う場合やオーガナイザーの指示がある場合は必ず4点式以上の安全ベルト、ヘルメット、グローブおよびレーシングスーツを着用すること。但し、コ・ドライバーについてはグローブの着用を免除する。
- 2) ヘルメットおよびレーシングスーツは、2016年のJAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従ったものとする。

第7条 参加資格

- 1) JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ
 - (1) 競技参加者は当該年有効なJAF競技参加者許可証を所持していなければならない。但し、クルーが競技参加者を兼ねる場合、この限りではない。
 - (2) クルーは当該年有効なJAF国内競技運転者許可証B以上を所持していること。
 - (3) クルーは参加車両を運転するのに有効な運転免許証を所持していなければならない。
 - (4) 参加申込締切時点において、普通自動車運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。
 - (5) クルーが20歳未満の場合は、親権者の承諾を必要とする
 - (6) JAF登録クラブ員で、かつ所属クラブ代表者が責任を持てる者。但し、地方選手権クラスのみの場合、この限りではない。
- 2) JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ

上記1.～3.、5.、6.に、下記(1)～(5)を追記する。

 - (1) ドライバーはドライバーとして、過去5年以内のJMRC各地域のラリーシリーズまたはJAF全日本・地方ラリー選手権においてシリーズ3位以内に入賞した経験が無い者であること。
 - (2) JMRC中部加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任を持てる者であること。
 - (3) 1チーム2名限定とする。
 - (4) 20歳未満の参加者は、親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。
 - (5) 上記(1)および(2)以外の者においても、所属する地域クラブ協議会の共済会もしくはそれに準ずる制度に加入していることを条件に、主催者の判断により参加を認める。但しその場合、上記(1)に該当しない者を含むクルーは賞典外とし、ポイントを獲得することはできない。
 - (6) 参加資格について疑義がある場合は、その証明責任は参加者にあるものとする。

第8条 ポイント

- 1) 各クラスとも下表に従ってポイントを与え、下記7. に示す有効ポイントの合計で順位を決定する。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	完走
得点	20	15	12	10	8	6	1

- 2) 各クラスの参加出走台数が3台に満たない場合、そのクラスのポイントは上記のポイントに0.5を乗じたポイントとする（小数点以下1桁まで有効とする）。
- 3) 全開催数-1戦のポイント総数を有効ポイントとする。但し、競技会開催数が全6戦を超えた場合は最高5戦までを有効ポイントとする。また、全開催数が3戦以下の場合全戦有効ポイントとする。
- 4) 有効ポイントが同点の場合は、下記の方法で順位を決定する。
- (1) 全開催数が3戦以下の場合、当該年度における当該ラリーシリーズのオーガナイザークラブ・団体に所属する者を上位とする。
 - (2) 上位ポイントの獲得回数の多い順。
 - (3) 当該競技者が得た全ての得点のうち、上位得点の獲得回数の多い順。
 - (4) 参加台数の多い競技会のポイントを優先する。
 - (5) JMRC中部ラリーシリーズ主催者会議にて決定する。
- 5) JMRC中部ラリーシリーズのポイントは、最終集計時に以下に該当する者のポイントは全て抹消される。
- (1) 当該シリーズ最終戦終了時まで、JMRC中部に加盟するクラブ・団体の所属員（クラブ員）であることの証明ができなかった者。
- 6) 国内競技車両規則違反に起因する失格を決定された競技者（ドライバー、コ・ドライバー）は、失格となった競技会を含み、以前のポイントを剥奪する。
- 7) 上記（5）および（6）に該当する者がいた場合、各競技会のポイントの再集計は行わず、シリーズ順位のみを繰上げる。
- 8) JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズにおいては、近畿地区において開催されるJAF中部・近畿ラリー選手権戦もポイント獲得対象競技会とする。
- 9) JMRC全国オールスターラリーをポイント獲得対象競技会とする。

第9条 参加の制限

- 1) 再車検を拒否した場合は、その競技会は失格とし、かつ当該シリーズのポイントは全て剥奪し、以降当該年度の当該シリーズ戦競技会への参加を認めない。
- 2) オーガナイザーが事前走行と認めた車両に乗っていた者は、それまでの全てのシリーズポイントを剥奪し以降当該年度の全てのシリーズ戦への参加を認めない。

第10条 シリーズ表彰

各シリーズともに各クラス・各部門1位を表彰対象とする。但し、参加台数およびクラス成立した競技会回数により表彰対象枠の変更を行なう。

第11条 表彰式

「JMRC中部Motor Sports Day 2017」にて開催される表彰式で行なう事を原則とする。

第12条 入賞者の義務

入賞者は表彰式への出席を義務付ける。但しやむを得ず出席できない場合は、その理由と代理人をラリー専門部会に報告すること。

第13条 JMRC全国オールスターラリー出場権

以下の優先順によりJMRC全国オールスターラリーへの出場権が得られるものとする。

- 1) JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズの各クラスにおいて、シリーズ1位～3位のドライバー
- 2) JMRC中部ラリーチャレンジシリーズの各クラスにおいて、シリーズ1位のドライバー
- 3) JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズの各クラスにおいて、シリーズ4位～6位のドライバー

- 4) JMRC中部ラリーチャレンジシリーズの各クラスにおいて、シリーズ2位～3位のドライバー
- 5) 上記以外でJMRC中部ラリー専門部会が特別に推薦する者

第14条 個人情報の取扱等について

主催者は、参加申込書に記載された個人情報等については、厳重に管理し、当該競技運会上および当該主催者が主催する別の競技会等への参加募集以外には使用しない。但し、収集した個人情報等は、開催許可申請の為、警察、地方自治体等の関係機関の要求に基づき必要最小限の範囲で開示される場合がある。また、競技結果等には、参加者氏名、所属クラブ、車両名等の情報が掲載され、個々の承諾を得る事無く、ホームページなどで競技参加者の人物や車両の写真と共に公開される事もある。

さらに、主催者は参加申込書等に記載された個人情報等を、シリーズ成績集計及び表彰案内等に関しJMRC中部事務局に提出されるものとする。

参加者は、上記を理解し、承諾した上で参加申込を行うものとする。

J A F 中部地域クラブ協議会 ラリー専門部会